

那珂川市のお財布

～令和4年度決算～

目次

ダイジェスト編

1. 2つのお財布	2	ページ
2. 市の決算(令和4年度)		
①収入と支出について(普通会計)	2~3	ページ
②こんなことに使いました	4	ページ
3. 財政状況比較~他の市町と比べてみよう~		
①経常収支比率	5	ページ
②財政力指数	6	ページ
③財政健全化判断比率と資金不足比率	7	ページ
4. 家計の疑問		
①貯金について ~基金~	8	ページ
②借金について ~市債~	9	ページ
③職員の給与について ~人件費~	10	ページ
④収入のゆくえについて ~市税と地方交付税の動向~	11	ページ

資料編

1. 収入と支出について(令和4年度決算)		
①普通会計 (歳入、歳出:性質別・目的別)	13~14	ページ
②特別会計	15~18	ページ
2. 市の家計の疑問(補足)		
①市の健康状態 ~プライマリーバランス~	19	ページ

1. 2つの財布

お金の出し入れの年間計画である予算は、2つの財布に振り分けられています。通常出し入れするお金は「一般会計」という財布、そして特定の事業のためだけに使うお金は「特別会計」という財布です。

一般会計は、教育に関する分野、福祉や子育て支援に関する分野など、行政を運営する上で最も基本的な事業を管理するものです。

特別会計は、一般会計から切り離して独立した財布で事業を管理するものです。令和4年度は、公共用地先行取得事業、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療、岩戸財産区、安徳財産区、南畑財産区、下水道事業の特別会計がありました。

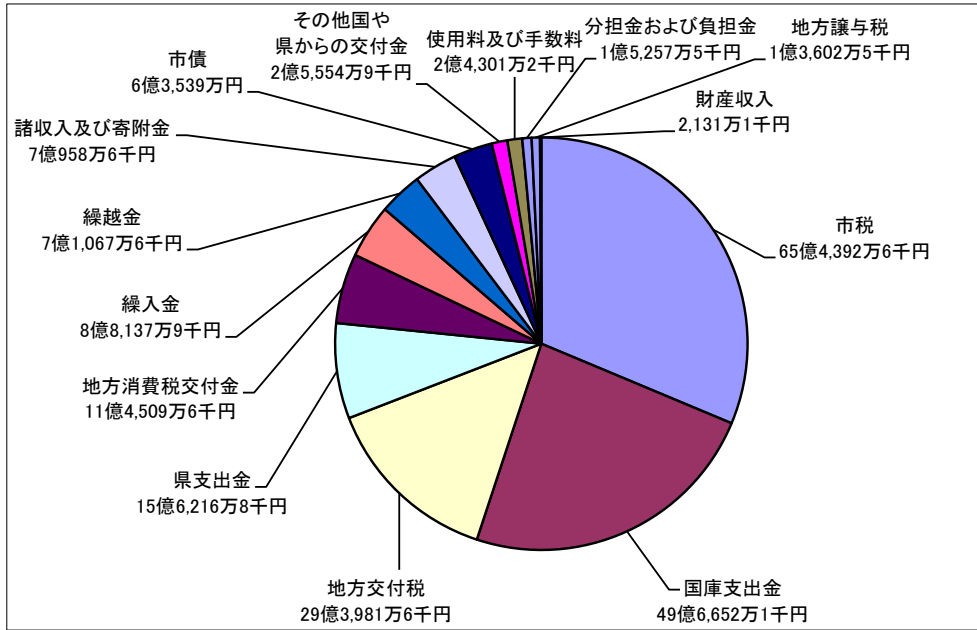
なお、本市では一般会計と公共用地先行取得事業特別会計を合わせて「普通会計」としていません。

2. 市の決算(令和4年度)

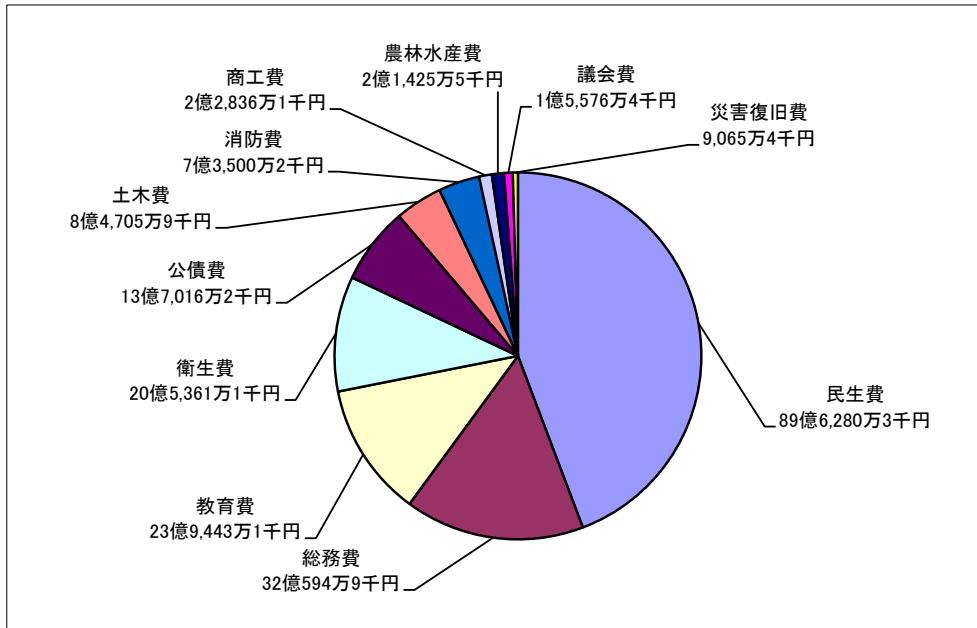
①収入と支出について(普通会計)

本市に令和4年4月から令和5年3月まで(令和4年度)に入ってきたお金(歳入)は209億303万円で、使ったお金(歳出)は202億5,805万1千円でした。入ってきたお金と使ったお金の差引は6億4,497万9千円です。このうち、翌年度に繰り越して事業を行う金額が6,671万円あるので、実質的な収支としては5億7,826万9千円の黒字となります。しかし、歳入の中には財源不足を補うために借入れた市債(臨時財政対策債)を2億3,819万円含んでいますので、借入を除くと3億4,007万9千円の黒字となります。

(歳入) 総額：209億303万円



(歳出) 総額：202億5,805万1千円



※地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる社会保障施策に要する経費

単位：千円

事業名	決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	市債	その他	うち、地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉（児童福祉や障がい者福祉に要する経費など）	6,175,160	4,156,958	0	160,826	1,857,376	542,226
社会保険（国民健康保険や介護保険に要する経費など）	1,070,065	257,518	0	0	812,547	55,220
保健衛生（高齢者医療や疾病予防に要する経費など）	897,537	101,308	0	1,258	794,971	76,736
合計	8,142,762	4,515,784	0	162,084	3,464,894	674,182

○平成26年4月からの消費税増税に伴う地方消費税交付金の増収分については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう）に要する経費に充てることとされており、本市では上記のとおり関係する事業に充てられました。

②こんなことに使いました

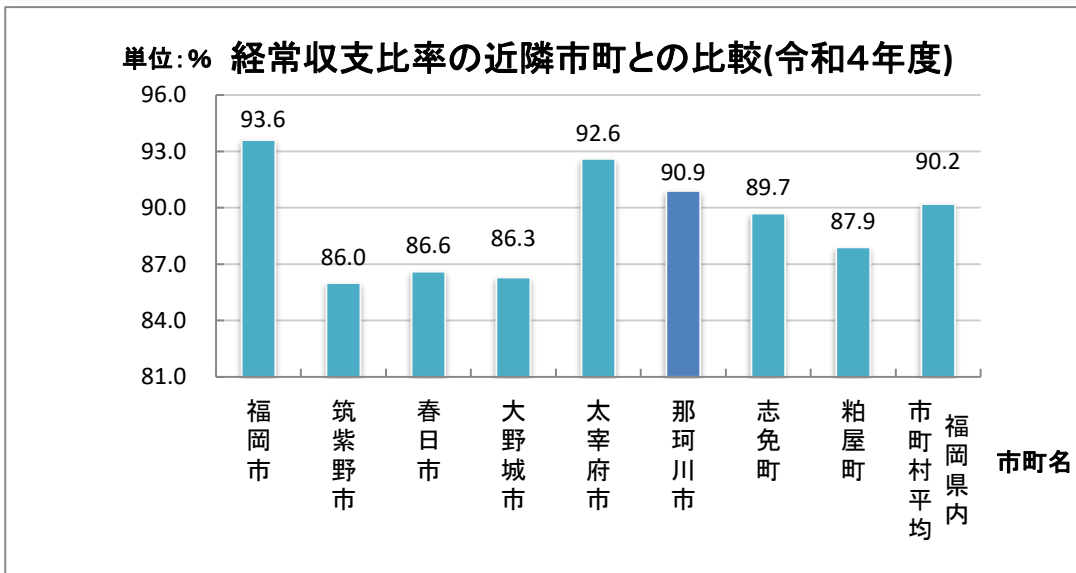
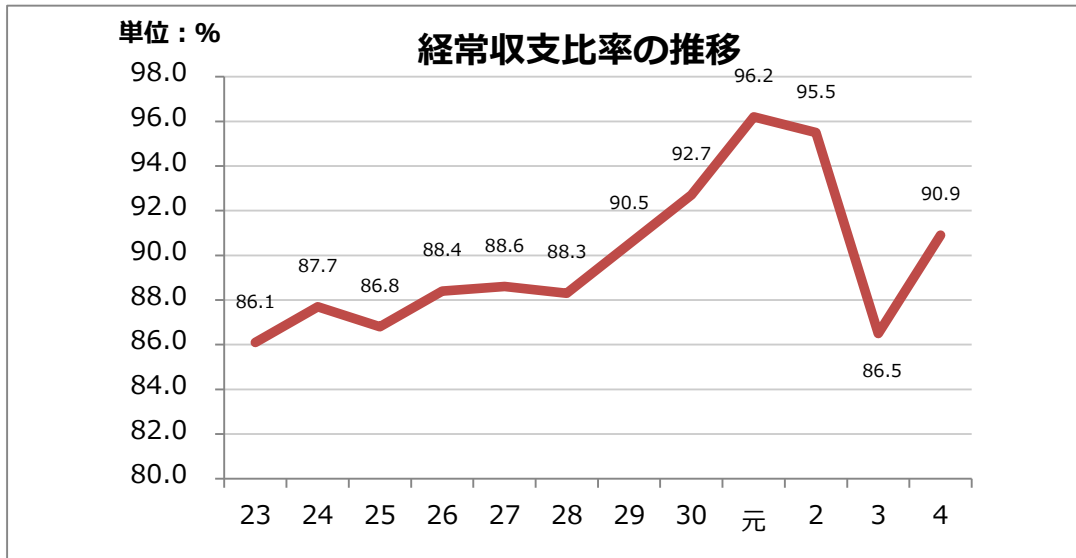
分野	事業名	決算額
福祉に関する分野	子育ての支援（保育所、乳幼児、妊婦など）に関する事業	37億2,503万4千円
	障がい者の支援に関する事業	15億4,040万2千円
	高齢者の支援に関する事業	12億6,975万4千円
教育に関する分野	幼稚園・小中学校の運営に関する事業	10億5,429万4千円
	社会教育に関する事業	4億3,529万3千円
道路や橋に関する分野	道路や橋の新設改良および維持補修に関する事業	3億3,137万9千円
環境衛生や健康づくりに関する分野	疾病の予防および健康づくりに関する事業	12億6,325万6千円
	ごみ焼却やリサイクル処理などに関する事業	7億9,035万5千円
その他の分野	借金（市債）の返済	13億7,016万2千円
	消防に関する事業	7億3,500万2千円
	商工業・観光に関する事業	2億2,836万1千円
	農業や林業に関する事業	2億1,425万5千円
	災害復旧に関する事業	9,065万4千円

3. 財政状況比較～他の市町と比べてみよう～

令和4年度のお財布の状況は他の市町と比べるとどうだったのでしょうか？
ここではいくつかの指標をもとに検証します。

① 経常収支比率

地方税や地方交付税などの自由に使える毎年欠かさず入ってくる収入が、人件費や扶助費(お年寄りや子どもなどを支援するお金)、公債費(借金を返済するお金)などの毎年欠かさず必要となる支出にどれだけ充てられたかを示す比率のことです。この比率が低いほど、お財布にゆとりがあり、新たなサービスの提供や臨時の出費など、柔軟に対応することが可能となります。

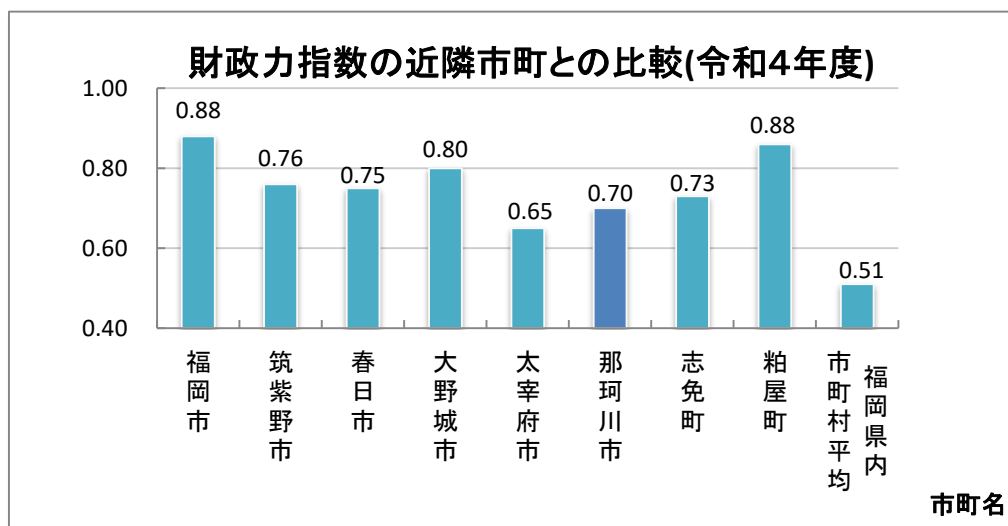
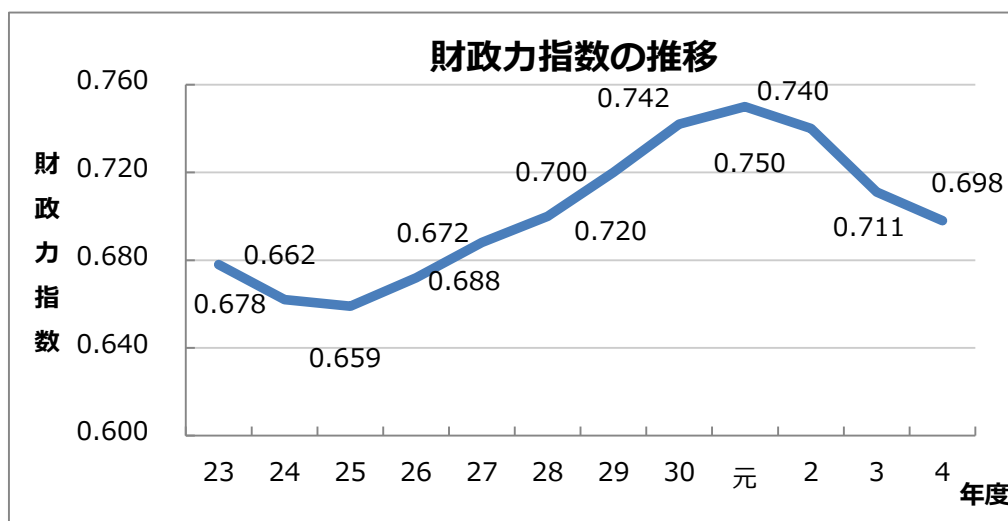


経常収支比率は、平成29年度以降上昇傾向にあり、令和2年度に減少に転じましたが、令和4年度は令和3年度決算と比べて4.4ポイント増加しました。これは、令和4年度の臨時財政対策債の発行額が減少したことなどが要因です。

近隣市町と比べても高くなっており、今後は経常収支比率の改善に向けて、最小の経費でより大きな効果が得られるよう「選択と集中」による財政運営を行っていきます。

②財政力指数

標準的に入ってくるが見込まれる税収入など(一定の方式で計算した額)を、標準的なサービスを行うために必要な支出で割った数値の過去3ヶ年平均のことです。この数値が高いほど財政基盤が強いことになります。



財政力指数は、平成25年度に0.659で、その後上昇を続けて令和元年度は0.750となっていました。令和2年度に減少に転じ、令和4年度は0.013ポイント減少して0.698となりました。

県内市町村との比較では、県内平均よりも高い水準となっていますが、近隣の市町をみると本市よりも高い数値となっている市町もあります。

今後も、地方税の増加へ向け取り組むとともに、歳出の適正化に取り組むことで、財政基盤の強化を進めます。

③財政健全化判断比率と資金不足比率

(i) 財政健全化判断比率とは・・・

財政健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために定められた4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のことを指します。平成19年度決算から公表することが義務付けられており、現在の財政状況が赤字か黒字か、資金繰りや将来の財政状況がどのような状態になるか表したものとなっています。

令和4年度財政健全化判断比率 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
那珂川市	-	-	7.5	-
早期健全化基準	13.25	18.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

- 実質赤字比率は、普通会計の赤字の度をあらわす指標のことで。
- 連結実質赤字比率は、普通会計を含むすべての会計の赤字の度をあらわす指標のことで。
- 実質公債費比率は、一般会計の借金返済額に加え、特別会計や一部事務組合などへの補助金などのうち借金返済額に充てた額など、市が実質的に負担する借金返済額の割合をあらわす指標のことで。
- 将来負担比率は、市全体の将来負担すべき借入金の返済に充てることができる基金などに対して、将来支払が見込まれる借入金等の返済額が占める割合をあらわす指標のことで。
- 算定の結果、赤字額や将来負担額がない場合は、「-（該当なし）」で表示しています。
- 早期健全化基準 超過の場合 ⇒ 財政健全化計画の策定 ⇒ 議会の議決 が必要となります。
- 財政再生基準 超過の場合 ⇒ 財政再生計画の策定 ⇒ 議会の議決 が必要となります。

(ii) 資金不足比率とは・・・

資金不足比率とは、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。この指標についても、平成19年度から公表することが義務付けられました。

令和4年度資金不足比率

	下水道事業
資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

- 算定の結果、資金不足額がないため、「-（該当なし）」で表示しています。
- 経営健全化基準 超過の場合 ⇒ 経営健全化計画の策定 ⇒ 議会の議決 が必要となります。

財政健全化判断比率や資金不足比率は、国が定めた早期（経営）健全化基準や財政再生基準を下回っている状況で、実質公債費比率は令和3年度決算と比べると0.1ポイント上昇しています。

今後は、少子高齢化に伴う医療費などの社会保障費や施設の老朽化による維持補修費などの支出の増加が予想されることから、財政運営の健全性を保つため、必要最小限度の地方債の発行に努めるとともに、これまで以上に事業の効果や緊急性を精査し、住民の皆さまにとって真に必要な施策に重点的に取り組んでいきます。

4. 家計の疑問

①貯金について ～基金～

家計でいう貯金を基金と呼んでいます。これまで、将来の大規模な施設修繕や公園整備などに備えて、計画的に基金を積み立ててきました。

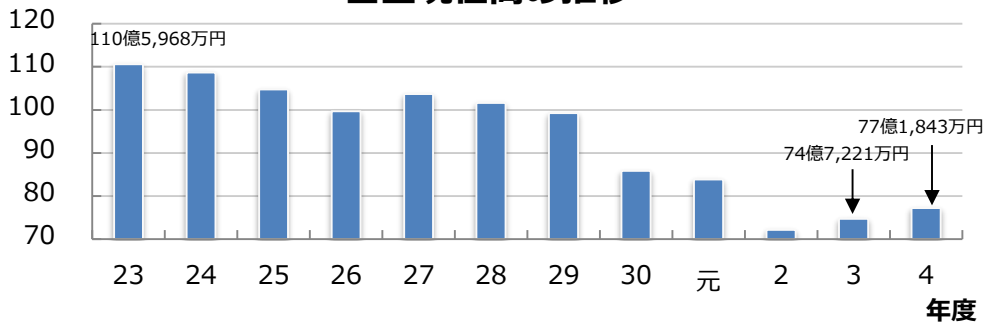
現在はそれぞれの目的に応じて一般会計で13の基金があり、主な基金と令和4年度末の現在高は、次のとおりです。

主な基金

基金名	内容	現在高
財政調整基金	景気の変動や災害などにより一時的にお金が足りなくなった時に補てんするため積み立てておくお金	19億8,236万9千円
退職準備積立金	職員の退職金に充てるため計画的に積み立てておくお金	14億5,524万7千円
減債基金	借り入れた市債（借金）の返済に充てるため積み立てておくお金	11億8,396万4千円
公共施設等整備基金	公共施設等の整備に充てるため積み立てておくお金	9億8,202万9千円
ふるさと応援基金	寄附者が希望する市の施策を実施するために積み立てておくお金	7億7,865万2千円

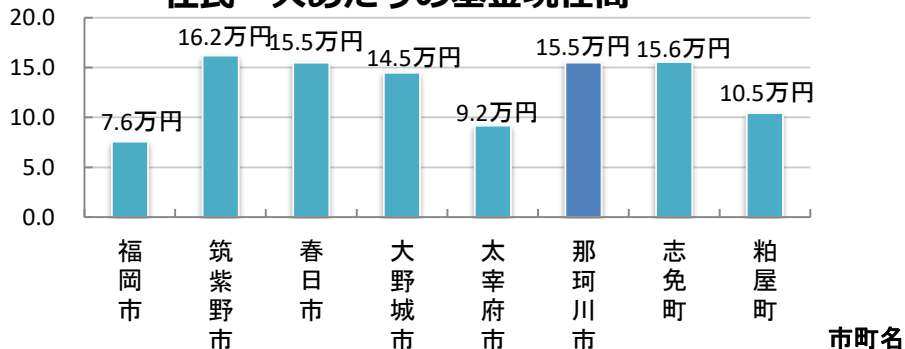
単位：億円

基金現在高の推移



単位：万円

住民一人あたりの基金現在高



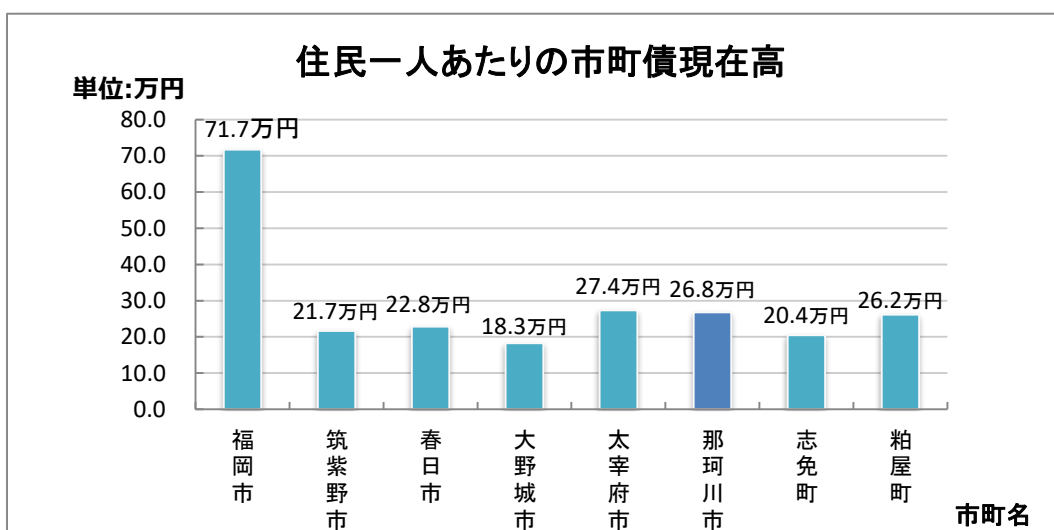
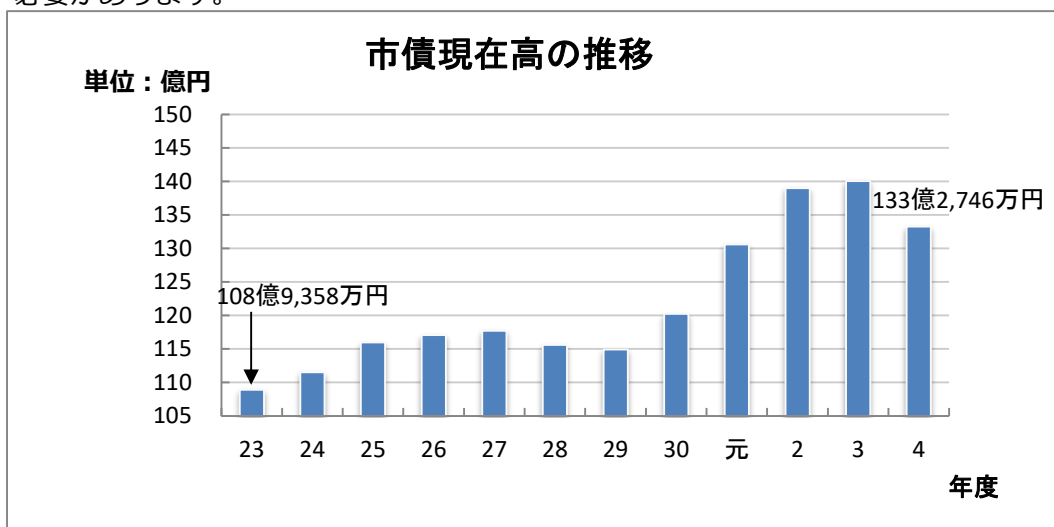
平成23年度末に110億5,968万円だった基金残高は、事業を実施するために基金の積立と取崩しを行ったため、令和4年度末の残高は77億1,843万円に減少しています。

これを住民1人当たりの金額になおすと、約15万5千円となります。近隣の市町と比較して貯金が多いのは、退職準備積立金などの本市独自の基金があるためです。

②借金について ～市債～

市債とは、国や銀行などから市が借りているお金のことです。借金というと良くないイメージを持たれるかもしれませんが、例えば、道路や公共施設のような将来にわたり住民の皆さまが利用するものを、借金をしないで整備を行うと、莫大な費用を現在の住民の皆さまだけが負担することになります。そこで、公平に将来の住民の皆さまにもその費用を負担していただくために市債を借り、概ね5年から30年の期間で返済しております。

ただし、借金の借りすぎは財政運営に大きな影響を与えるため、借る際に十分に検討する必要があります。



平成23年度に108億9,358万円であった市債は、令和4年度には133億2,746万円となりました。令和4年度は、ミリカローデン那珂川のリニューアル事業や臨時財政対策債などに市債を発行しました。

また、市債を住民一人当たりの金額になおすと、約26.8万円の借金を抱えていることになります。

③職員の給与について ～人件費～

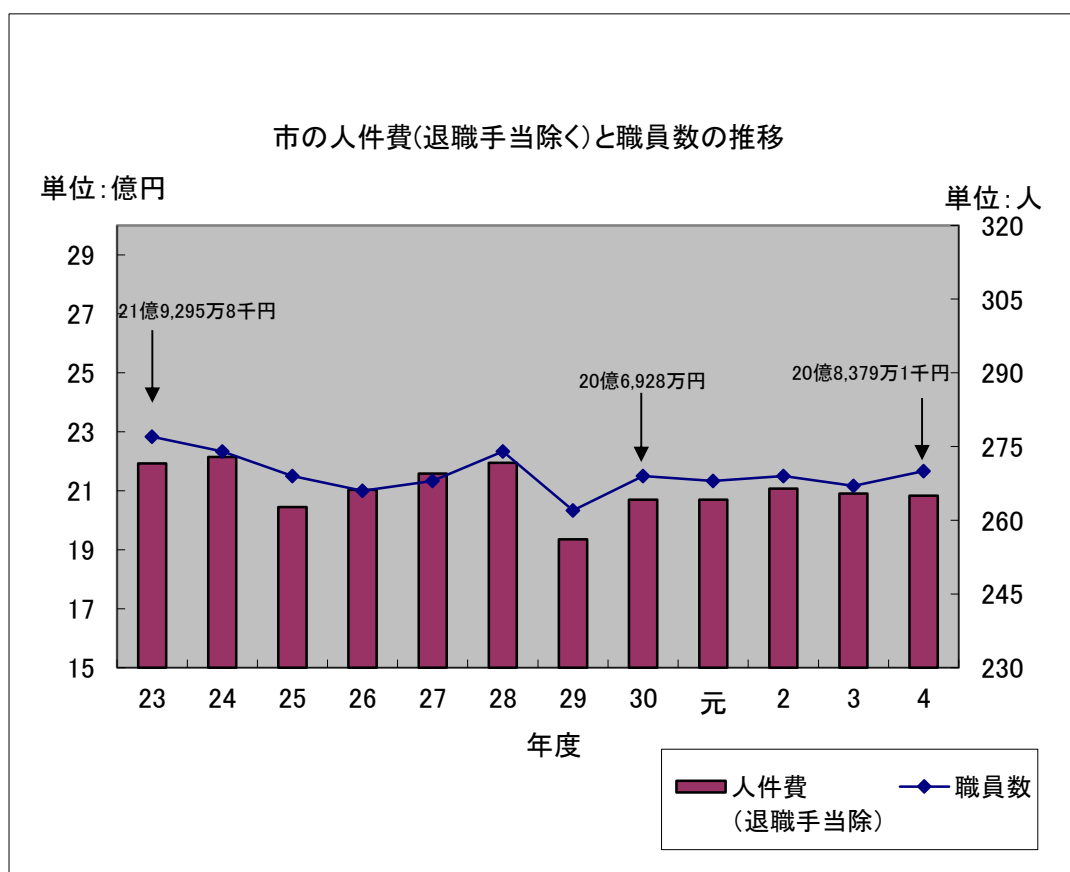
人件費とは、職員に支払われる給与のほか、共済組合の負担金（社会保険料の事業主負担金を含む）、議員や附属機関の委員へ支払われる報酬などの合計のことです。

令和4年度の人件費（退職手当・会計年度任用職員除く）は、20億8,379万1千円となっており、歳出の中でも高い割合を占めています。また、令和2年度より会計年度任用職員制度が開始され、令和4年度の会計年度任用職員の人件費は、5億3,437万4千円となっています。

近年は自治体業務の複雑化、市制施行に伴う行政権能の拡大への対応などのため、平成29年度に262人だった職員数を令和4年度に270人に増やしています。

歳出の中で高い割合を占める人件費は、行政サービスの質を高めつつ、適正な人件費となるよう取り組みを進めていきます。

なお、職員数と人件費(退職手当除く)の推移については次のとおりです。



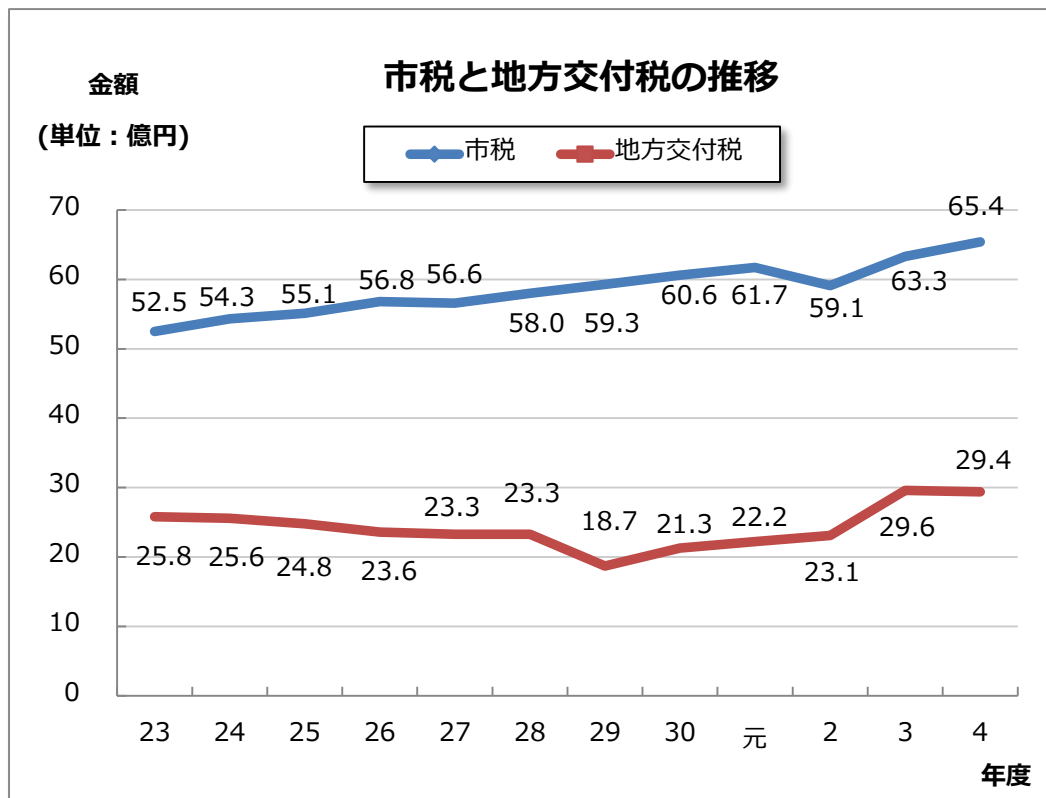
④収入のゆくえについて ～市税と地方交付税の動向～

収入で大きなものは、市税と地方交付税です。

市税とは、住民の皆さまが市に納める税金のことで、市民税、法人市民税、固定資産税、たばこ税などがあります。

地方交付税とは、使い道が制限されていない国から交付されるお金のことです。

下のグラフは、市税と地方交付税の平成23年度からの推移を示しています。



平成19年度に国から地方へ税金を納めてもらう権限が移されてからは、約52億円から約65億円の範囲で推移しており、令和4年度は約65億4千万円となりました。

一方、地方交付税は平成29年度に約18億7千万円まで落ち込みましたが、平成30年10月1日に市政施行したことを受け、県から権限が移譲された生活保護業務や児童扶養手当の支給などに要する経費が、算定に用いられたことで、交付額が増加傾向となっています。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により景気の先行きが見えない中、国が抱える借金は1,270兆円を超えており、財政状況は依然として厳しい状況であることを踏まえると、今後の国の動向を注視していく必要があります。

資料編

1. 収入と支出について（令和4年度決算）

①普通会計

歳入

項目	金額	構成比	
自主財源 92億6,246万5千円	市税	65億4,392万6千円	31.3%
	固定資産税	32億2,346万8千円	15.4%
	市民税	27億6,965万8千円	13.3%
	たばこ税	4億1,582万5千円	2.0%
	軽自動車税	1億3,082万円	0.6%
	入湯税	415万5千円	0.0%
	その他の収入	13億5,477万3千円	6.5%
	繰入金	8億8,137万9千円	4.2%
	寄附金	4億7,339万4千円	2.3%
	繰越金	7億1,067万6千円	3.4%
	使用料および手数料	2億4,301万2千円	1.2%
	諸収入	2億3,619万2千円	1.1%
	分担金および負担金	1億5,257万5千円	0.7%
	財産収入	2,131万1千円	0.1%
依存財源 116億4,056万5千円	国庫支出金	49億6,652万1千円	23.8%
	地方交付税	29億3,981万6千円	14.1%
	普通交付税	26億9,785万3千円	12.9%
	特別交付税	2億4,196万3千円	1.2%
	震災復興特別交付税	0	0.0%
	市債	6億3,539万円	3.0%
	県支出金	15億6,216万8千円	7.5%
	地方消費税交付金	11億4,509万6千円	5.5%
	その他国や県からの交付金	2億5,554万9千円	1.2%
	法人事業税交付金	7,244万5千円	0.3%
	地方特例交付金	5,739万6千円	0.3%
	ゴルフ場利用税交付金	4,478万6千円	0.2%
	配当割交付金	2,829万4千円	0.1%
	株式等譲渡所得割交付金	2,348万1千円	0.1%
	自動車税環境性能割交付金	1,847万8千円	0.1%
交通安全対策特別交付金	891万2千円	0.0%	
利子割交付金	175万7千円	0.0%	
地方譲与税	1億3,602万5千円	0.6%	
合計	209億303万円	100.0%	

（用語の説明）

自主財源：市が自らの手で徴収できるお金

依存財源：国や県から入るお金や借金でまかなうお金

歳出(性質別：市で支出する経費をその経済的性質に分類したもの)

項目	金額	割合
扶助費 児童手当、生活保護費、障がい者の自立支援給付費など	60億3,173万6千円	29.8%
物件費 光熱水費や施設の維持管理費、事務用品・備品購入費など	34億2,280万1千円	16.9%
人件費 職員の給与や議員などの報酬	27億2,662万6千円	13.4%
補助費等 団体や個人に対する負担金や補助金など	25億462万円	12.4%
繰出金 他会計(下水道事業や介護保険事業など)へ繰出すお金	17億2,220万4千円	8.5%
公債費 借入金の返済にかかるお金	13億7,016万2千円	6.8%
投資的経費 施設や道路を作ったり、災害復旧に充てたりするお金	11億6,678万3千円	5.8%
積立金 基金(市の貯金)へ積立てるお金	11億2,251万3千円	5.5%
維持補修費 施設や設備などの修繕を行うためのお金	1億4,009万5千円	0.7%
投資・出資・貸付金 他団体や中小企業へ出すお金	5,051万1千円	0.2%
予備費 不測の支出に対応するために準備しておくお金	0円	0.0%
合計	202億5,805万1千円	100.0%

歳出(目的別：市で支出する経費をその行政目的に合わせて分類したもの)

項目	金額	割合
民生費 高齢者・障がい者・児童などの福祉施策、保育所運営などにかかるお金	89億6,280万3千円	44.2%
総務費 市役所の事務運営のためのお金 人件費、庁舎施設管理、電算システム管理委託料など	32億594万9千円	15.8%
教育費 市立の学校や幼稚園を運営などにかかるお金	23億9,443万1千円	11.8%
衛生費 ごみ収集、し尿処理委託料、住民健診など健康づくりのためのお金	20億5,361万1千円	10.1%
公債費 借入金の返済にかかるお金	13億7,016万2千円	6.8%
土木費 道路整備などのために必要なお金	8億4,705万9千円	4.2%
消防費 防災・防犯・交通安全と消防活動に必要なお金 春日・大野城・那珂川消防組合への分担金など	7億3,500万2千円	3.6%
商工費 商工振興のためのお金 中小企業融資預託金など	2億2,836万1千円	1.1%
農林水産業費 農業・林業振興のための経費で、改修工事など施設整備のために必要なお金	2億1,425万5千円	1.1%
議会費 市議会運営に必要な議員報酬などのお金	1億5,576万4千円	0.8%
災害復旧費 災害がおこった場合の復旧するためのお金	9,065万4千円	0.5%
合計	202億5,805万1千円	100.0%

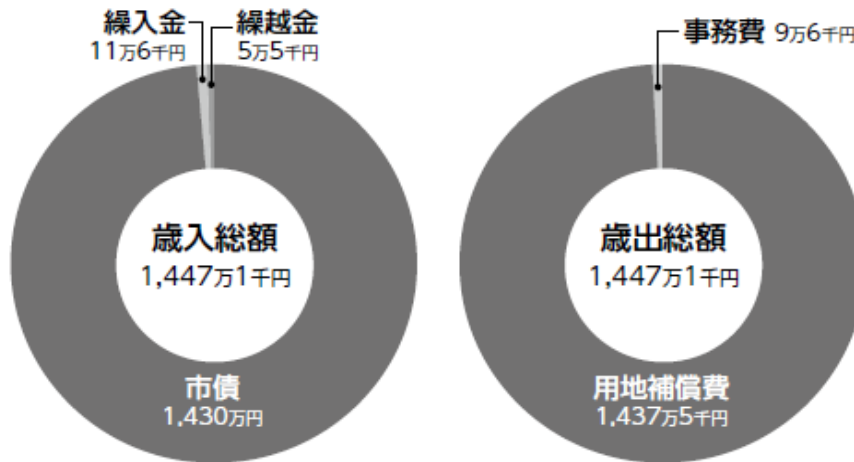
②特別会計

(グラフは広報11月号を参照)

このページからは、特定の事業を実施するために特定の料金収入などで運営するもう1つのお財布である特別会計について説明します。

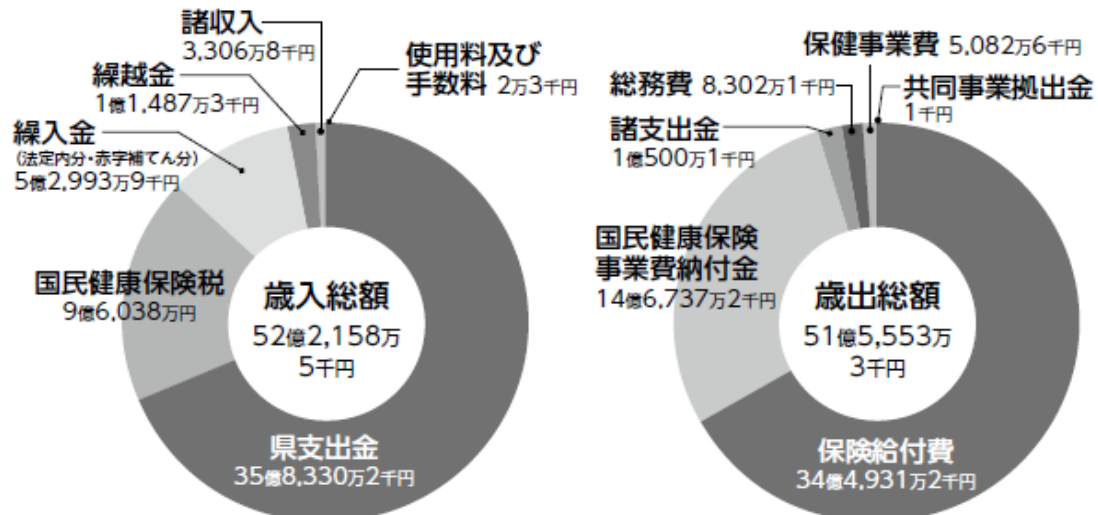
(1)公共用地先行取得事業特別会計

後野区内で現在整備を進めている総合運動公園の用地を取得するため、平成30年度に新設された会計です。



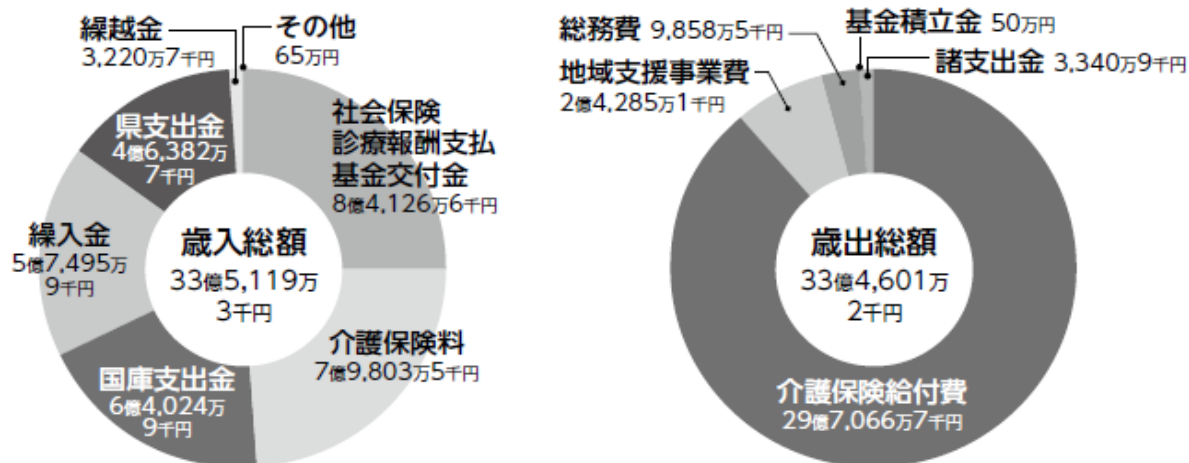
(2)国民健康保険事業特別会計

社会保険に加入していない方が加入する保険で、国民健康保険税、医療費、特定健診・特定保健指導(各医療保険者が生活習慣病予防のために行う健康診断や生活習慣改善のための保健指導のこと)などの国民健康保険事業に関するお金の出し入れを管理する会計のことです。



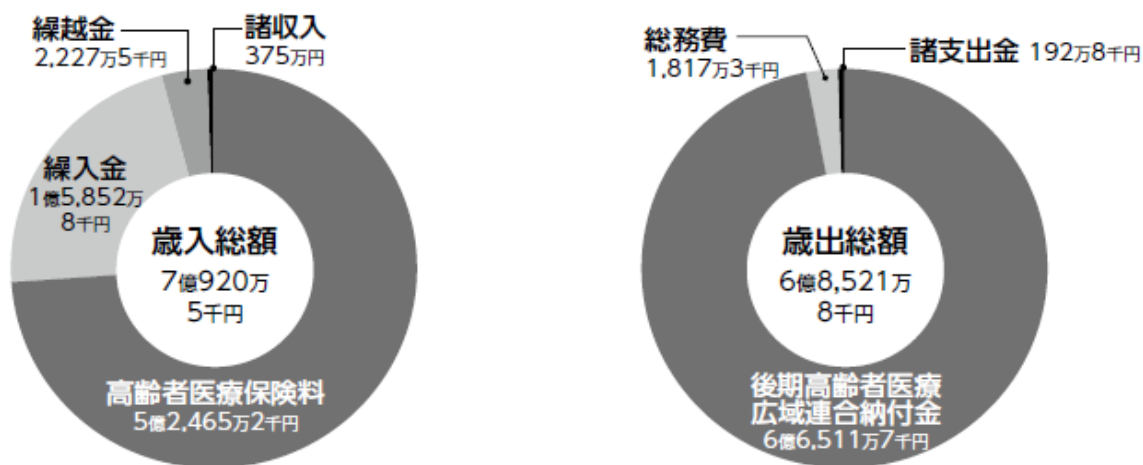
(3) 介護保険事業特別会計

介護保険料、介護サービス(ホームヘルプ、訪問リハビリテーション、施設入所などサービスで要介護1~5の人が受けるサービス)や介護予防サービス(サービスの種類は介護サービスと同様で要支援1・2の人が受けるサービス)などの介護保険事業に関する会計のことです。



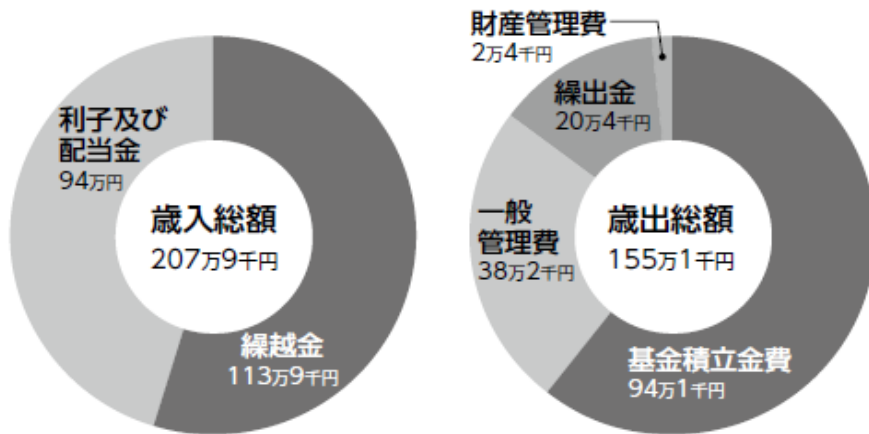
(4) 後期高齢者医療特別会計

平成20年4月から老人保健特別会計に変わって創設された、75歳以上の方を対象とした医療制度に関する会計のことです。



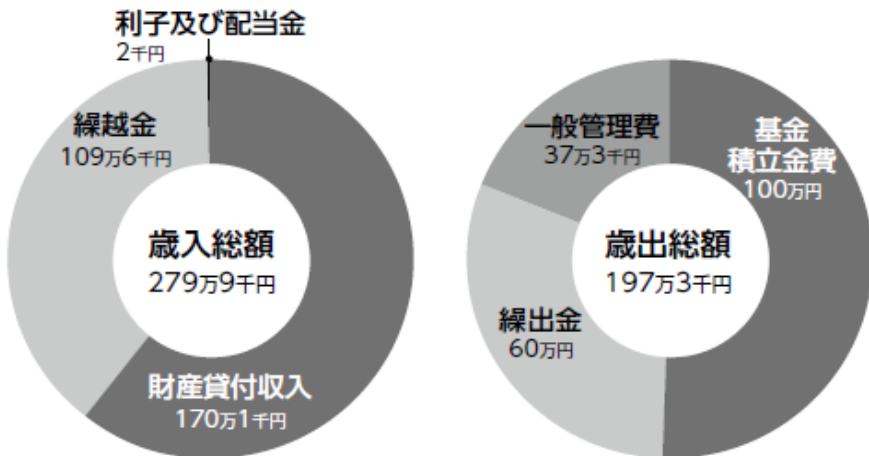
(5)岩戸財産区特別会計

旧岩戸村が所有していた財産を管理するための特別会計です。



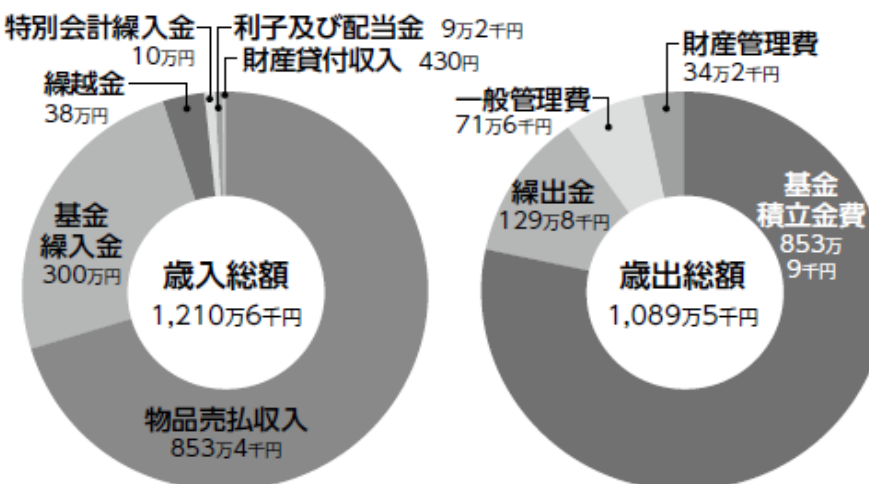
(6)安徳財産区特別会計

旧安徳村が所有していた財産を管理するための特別会計です。



(7)南畑財産区特別会計

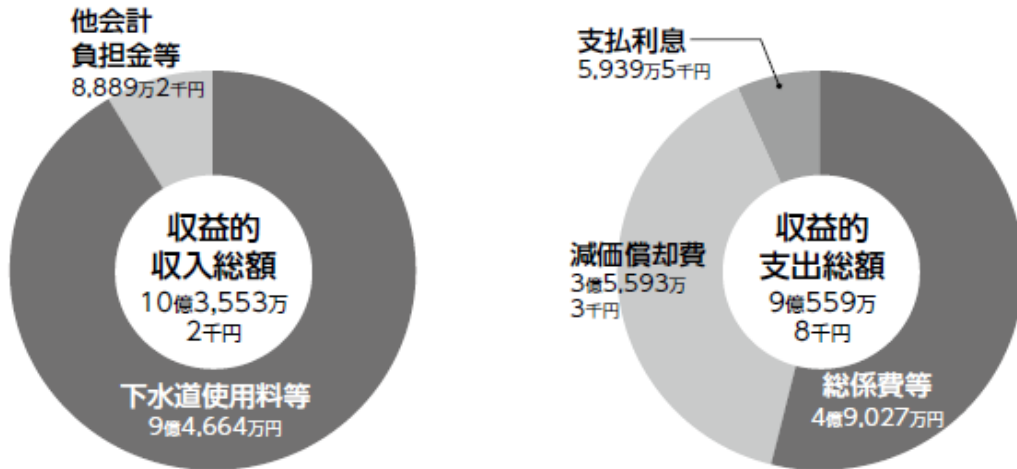
旧南畑村が所有していた財産を管理するための特別会計です。



(8)下水道事業会計

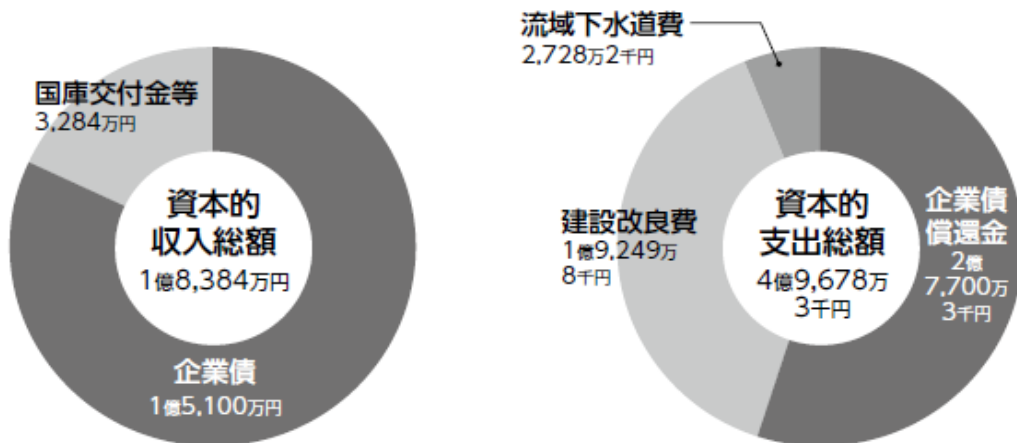
(収益的収支)

下水道使用料、下水道関係施設の維持管理費や減価償却費、建設時に借りたお金の支払利息などの経営に関するお金のことです。



(資本的収支)

下水道関係施設の建設や改良のための経費、建設のために借りたお金、建設時に借りたお金の償還金などの施設の建設に関するお金のことです。



※なお、歳入不足額3億1,294万3千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金、減債積立金で補てんしました。

2. 市の家計の疑問(補足)

①市の健康状態 ～プライマリーバランス～

収入から新たな借金（市債発行額）を引いた金額と、支出から借金を返済する経費(以下「公債費」という)を引いた金額の差で、基礎的な財政収支のことをいいます。すなわち、その年度のサービスの提供に要した金額と住民の皆さまが負担した金額を表す数値とすることができます。

黒字の場合は、公債費以外の支出を市債以外の収入でまかなっていることになり、健全な状態といえます。

一方、赤字の場合は、実際にサービスを受けている世代（現役世代）が自ら負担した以上のサービスを受けたことで、公債費以外の支出が市債を発行しなければまかなえず、将来の世代に負担を先送りしている状態であると言えます。

令和4年度普通会計決算におけるプライマリーバランス (単位：千円)

収入 (総額) A	市債 (借入金) B	収入 (市債除く) C=A-B	支出 (総額) D	公債費 (返済金) E	支出 (公債費除く) F=D-E	プライマリー バランス C-F
20,903,030	635,390	20,267,640	20,258,051	1,370,162	18,887,889	1,379,751

【算式】

$$\begin{array}{rcl}
 \text{収入} & - & \text{支出} & = & \text{プライマリー} \\
 \text{(市債除く)} & & \text{(公債費除く)} & & \text{バランス} \\
 20,267,640 \text{ 千円} & - & 18,887,889 \text{ 千円} & = & 1,379,751 \text{ 千円の黒字}
 \end{array}$$

